

## 渡航先までの経路について

日本から渡航先までの経路は、航空機の運行状況等を勘案して可能な限り**最短距離**となるよう旅程を組むこと。

調査研究実施前又は終了後に、**当該調査研究と異なる目的のために当該調査研究国以外の国に立ち寄るなどのことは原則として認めていない**ので留意すること。

ただし、他の経費により、用務の区分ができる場合は可能である。

例外—事情により最短でない経路を利用する、あるいは当該調査研究国以外の国に立ち寄る必要のある場合には理由書を提出すること。